

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市公印規則の一部改正
(障害福祉課) 2
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正
(子育て支援課) 2

—— 告 示 ——

- 亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱
(安全安心まちづくり課) 3
- 市道路線の区域変更に関する告示
(土木管理課) 9
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 10
- 公示送達
(高齢福祉課) 11
- 公示送達
(税務課) 12
- 都市計画事業の事業計画変更の認可
(都市計画課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 14
- 亀岡市議会定例会の招集
(総務課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 14

—— 公 告 ——

- 南丹都市計画事業大井町南部土地区画
整理事業の事業計画(変更)の縦覧
(都市整備課) 15
- 一般競争入札の執行
(会計課) 16

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 18

上下水道部欄

—— 公 告 ——

- 南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示による事業の施行 19
- 南丹都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの縦覧 19

規則

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第27号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表30の項中「訂正」の次に「及び障害福祉関係の公簿による証明」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月20日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第28号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「除き、市町村民税非課税」を「除く当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税」に、「除き、市町村民税課税」を「除く当該年度分の市町村民税課税」に改め、同表の2の表及び3の表中「除き、市町村民税」を「除く当該年度分の市町村民税」に、「除き、前年度分」を「除く当該年度分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第167号

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年8月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、安全・安心のまちづくりのために、街頭犯罪の防止を目的に、自治会等が行う地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置する事業に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 地域の防犯活動のために継続的に設置するカメラで、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 公道等を撮影するもので、撮影される画像において道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所が概ね2分の1以上を占めていること。

イ 犯罪の防止を目的に設置されたものであること。

ウ 画像の表示装置又は記録装置を備える

ものであること。

エ 「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく防犯カメラ管理運用規程が定められ、又は事業開始までに定められる見込みがあること。

(2) 自治会等 各町住民の総意により結成された自治組織として、市長が認めた自治会、区等をはじめ、一定の地域を基盤に活動を行う防犯組織で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。

イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。

ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。

エ 規約及び代表者を定めていること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自治会等が設置する防犯カメラの設置に係る経費で、次の各号に掲げるものとする。ただし、京都府防犯カメラ設置補助金と併用する場合は、その助成額を除いた額を補助対象経費とする。

(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費

(2) 前号に規定する機器の取付け又は設置工事に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、防犯カメラ1台につき50,000円を限度額とする。

2 同一の自治会等が、一の年度において交付を受けることができる補助金は、防犯カメラ

3台分を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「申請者」という。）は、亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は亀岡市防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の完了後30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに亀岡市防犯カメラ設置事業完了報告書（別記第4号様式。以下「完了報告書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、完了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、亀岡市防犯カメラ設置事業補助

金請求書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、当該事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した防犯カメラを市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

第2号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のありました亀岡市防犯カメラ設置事業補助金については、亀岡市補助金等交付規則及び亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に基づき、下記の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

- 1 事業完了期限 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了してください。

- 2 完了報告 補助対象者は、補助金に係る事業完了後、1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに亀岡市防犯カメラ設置事業完了報告書（別記第4号様式）を提出してください。

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 印

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市防犯カメラ設置事業補助金は、交付しないことと決定したので通知します。

記

- 1 不交付決定の理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第7条関係）

亀岡市防犯カメラ設置事業完了報告書

(宛先) 亀岡市長	年 月 日
申請者の住所又は所在地 〒	申請者の組織名称及び代表者氏名
	☑
	電話番号 () -

第5号様式（第8条関係）

様
第 年 月 日 号

亀岡市長 印

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました亀岡市防犯カメラ設置事業補助金
については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により事業の実績を報告しま す。	
交 付 決 定 日	年 月 日
交 付 決 定 額 ・ 台 数	円 (台)
実 績 報 告 額 ・ 台 数	円 (台)
設 置 完 了 時 期	年 月 日
設 置 場 所	〒 亀岡市

記

確定額 金 円

注 次の関係書類を添付して提出してください。

- 1 防犯カメラの設置に係る領収書（原本）
（原本は、完了報告書の内容を確認後、返却します。）
- 2 防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置及び表示板など）
- 3 撮影された画像
- 4 防犯カメラの管理運用規程

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所又は所在地
 組織名称
 代表者氏名
 電話番号（ ） ⑤

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金請求書

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の金額を請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通・当座
フリガナ 口座名義人	
口座番号	

「揭示済」

亀岡市告示第168号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年8月8日から平成27年8月21日まで一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 01306
- 2 路線名 北古世西川線
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市追分町下島45番11先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで	前	$\frac{11.00\text{m}}{13.70\text{m}}$	1,565.00m	
亀岡市追分町下島45番11先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで	後	$\frac{11.00\text{m}}{13.70\text{m}}$	1,565.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第169号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年8月7日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年8月8日から平成27年8月21日まで一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 01306
- 2 路線名 北古世西川線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市追分町下島45番11先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで	11.00m 13.70m	1,247.85m	

「揭示済」

亀岡市告示第170号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成27年8月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成27年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者の住所・氏名

省略

3 この書類が受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第171号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年8月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成27年度第1期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成27年度第1期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成27年度第1期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成27年度第1期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成27年度第1期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成27年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成27年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年8月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 施行者の名称

亀岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

南丹都市計画下水道事業

(2) 名称

亀岡市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年12月24日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号、平成17年京都府告示第581号及び平成24年亀岡市告示第24号の事業地に亀岡市保津町鐘鑄島、正人渕、針ノ木新田、荒打、上中島、下中島を追加し、

追分町一本木において事業地を変更する。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年8月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1251-15034

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年8月17日

「揭示済」

亀岡市告示第174号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年8月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-12097

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年8月20日

「揭示済」

亀岡市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成27年9月7日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成27年8月31日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第176号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年8月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1403-21020

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年12月2日
- 3 無効になる日
 平成27年8月31日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第30号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画（変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、平成27年9月4日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成27年8月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 事業の名称

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業

2 施行者の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河二丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 並河三丁目	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河亀ヶ渕	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河深町	一部	蔦田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部

4 縦覧期間

平成27年8月7日から平成27年8月21日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第31号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年8月10日

亀岡市長 栗山正隆

一般競争入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目23番77 宅地 5,504.88㎡
入札参加資格	日本国内に居住している人。ただし、次のア～ウに該当する方は参加できない。 ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する人 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない人及びその人を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する人 ウ 亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの人の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする人
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
入札場所	亀岡市役所 4階 入札室
入札日時	平成27年10月27日（火曜日） 入札：午前10時00分から 午前10時50分まで 開札：午前11時00分から
参加申込受付場所及び期間	参加申込みは、下記の期間内に亀岡市役所1階会計課にて受付ける。 平成27年9月24日（木曜日）から 平成27年10月15日（木曜日）まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
参加申込用紙等の配布期間	参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却について（元市営住宅つつじヶ丘団地跡地）」として、平成27年8月10日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。 入手できない人は会計課に問い合わせること。
最低売却価格の有無	最低売却価格を設定する。 最低売却価格 253,200,000円
土地の利用	入札する物件は、次の土地利用条件が付される。 ア 周辺環境と調和した、良好な住宅団地の開発を、購入者自らが事業主として行うこと。 なお、購入者自らが一切事業に着手することなく、第三者に譲渡することは固く禁ずる。 イ 給水設備について、外周道路には殆ど配水管が敷設されており市営住宅とし

	<p>て給水を受けていたが、新たに給水を受ける場合には一部配水管の敷設及び給水管の設置が必要となり、負担金・加入金・工事費等についてお客様サービス課及び水道課と協議を行うこと。</p> <p>ウ 下水道設備について、外周道路には殆ど下水管が敷設されているが公共下水道未供用開始区域であり、新たに公共下水道に接続する場合には一部下水管の敷設及び公共汚水柵の設置が必要となり、負担金・工事費等について下水道課と協議を行うこと。</p> <p>エ LPガスの供給について、今日までに集中配管によるLPガスの供給を受けたことがなく、新たにLPガスの供給を受けるためにはLPガスの供給元である丸亀ガス株式会社と協議を行うこと。</p>
土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。</p> <p>イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込をしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金 契約保証金	<p>入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上 契約保証金は、契約金額の10%以上</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（元市営住宅つつじヶ丘団地跡地）」で確認すること。</p>
問合せ先 申し込み先	<p>亀岡市会計管理室 会計課 0771-22-3131（代表）</p>

「揭示済」

任免及び辞令

関 将 弘

亀岡市防災会議委員に委嘱します

平成27年8月1日

和 田 衛

亀岡市男女共同参画審議会委員の委嘱を解きます

塩 見 亮 輔

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します

任期は平成28年9月2日までとします

平成27年8月26日

岡 崎 祐 司

三 宅 基 子

青 木 好 子

小 寺 邦 明

松 井 やす子

栗 林 幸 子

隅 田 盛 和

八 木 辰 夫

森 良 之

戸 田 百合恵

濱 中 一 美

河 井 隆 志

江 口 昌 道

益 田 也寸子

山 崎 正 則

(各 通)

亀岡市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱します

任期は平成28年3月31日までとします

平成27年8月28日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第59号

平成27年9月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成27年8月28日

亀岡市選挙管理委員会

委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成27年9月3日から
同月7日

「揭示済」

上下水道部欄

公 告

亀岡市上下水道部公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示（平成24年亀岡市告示第24号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該建物等を譲り渡そうとする相手方その他同法施行規則第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

平成27年8月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
南丹都市計画下水道事業
 - (2) 名称
亀岡市公共下水道
- 3 事務所の所在地
亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市上下水道部下水道課
- 4 事業施行期間
昭和49年12月24日から
平成33年3月31日まで

5 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号、平成17年京都府告示第581号及び平成24年亀岡市告示第24号の事業地に亀岡市保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打、上中島、下中島を追加し、追分町一本木において事業地を変更する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部公告第4号

亀岡市から南丹都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、関係図書を縦覧に供する。

平成27年8月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
亀岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

南丹都市計画下水道事業

(2) 名称

亀岡市公共下水道

3 縦覧場所

亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部下水道課

「揭示済」